

学校法人の税務Q & A

平成17年3月

日本公認会計士協会 近畿会
非営利法人委員会 学校法人部会

はじめに

日本公認会計士協会近畿会非営利法人委員会学校法人部しけ会では、先般「学校法人制度改正Q & A Ⅰ.私立学校法の改正」を発行しましたが、引続き、消費税の改正等に伴い、「学校法人の税務」を発行することになりました。

消費税の免税点が引き下げられたことにより、新たに課税事業者になった学校法人も多いのではないかと考えられます。この機会に、学校法人に関する税務について、消費税に限らず、法人税を含めたその他の税金についても、知識の再確認が出来たらと考えました。また、平成16年度より日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金の取扱要件が緩和されました。そこで、ポイントとなるところを記載した学校法人の税務Q & Aを発行させていただきました。なお、文中意見にわたる部分は個人的見解でありますので、適用にあたってはご自身の判断をお願いします。このQ & Aが会員の方の業務に少しでもご参考になれば幸いです。

なお、学校法人会計基準の改正が明らかになり次第、「学校法人制度改正Q & A Ⅱ.学校法人会計基準の改正」作成する予定にしております。

1. 法人税

Q1 法人税法上の収益事業と、学校会計上区分経理しなければならない収益事業の相違点をご回答ください。

A1 私立学校法第26条第1項には、「学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる」と定めています。また、文部省告示第40号では、文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことができる収益事業の種類を定める件のなかで、下記12業種を示しています。

1 農業 2 林業 3 漁業 4 鉱業 5 建設業 6 製造業 7 電気・ガス・熱供給・水道業
8 運輸・通信業 9 卸売・小売業・飲食店 10 金融・保険業 11 不動産業 12 サービス業

なお収益事業の種類は各所轄庁が行うこととなっておりますので、都道府県知事所轄法人に対しては、この文部省告示とは別に各都道府県が公告しています。

一方、法人税法上、学校法人はその公共性により一般の所得については非課税とされています(法法7)。しかしその活動のうち法人税法で定めた収益事業については、一般法人との公平性の立場から法人税が課せられることとなっております(法法4)。

法人税法上の収益事業は、収益を目的とすることとは関係なく学校法人が行っている活動に付帯して付随的に事業が生ずるもので、この事業が法人税法施行令第5条で定める33業種の収益事業に合致すれば収益事業を行っていることとなります。

よって、学校法人会計基準上、収益事業収入の他、補助活動収入・附属事業収入・受託事業収

入・雑収入等といった収入も、法人税の対象となることもあります。

なお収益事業の主な要件として、事業場を設けて営まれること 継続して営まれることがあります。なお、付随的事業に該当しても公益事業に近いものや、課税することがふさわしくないものなどを、収益事業から除外するような取り扱いになっています。

幼稚園が行う各種事業の収益事業の判定については昭和 58 年 6 月 3 日直法 27 により国税庁から以下の取扱を認める旨の回答がありました。

事業内容	収益事業・非収益事業区分の判定	備考
1 絵本・ワークブックの頒布	非収益事業	法人税基本通達 15 - 1 - 10 ((宗教法人、学校法人等の物品販売)) の (2) の「教科書その他これに類する教材」の販売に該当し、非収益事業となる。
2 次のような物品の頒布及びあっせん (1) はさみ、のり、粘土、粘土板、へら等の工作道具 (2) 自由画帳、クレヨン等の絵画製作用具及びノート、筆記用具等の文房具 (3) ハーモニカ、カスタネット等の楽器 (4) 道具箱 (5) 制服、制帽、スモック、体操着、上靴	収益事業。ただし、物品の頒布のうち原価(又は原価に所要の経費をプラスした程度の価格)によることが明らかなものは非収益事業	法人税基本通達 15 - 1 - 10 ((宗教法人、学校法人等の物品販売)) の (3) 及び (4) により収益事業となるが、原価による物品の頒布は、非収益事業とすることができる。
3 園児のうち希望者を対象として行う音楽教室のための教室等の席貸し	非収益事業	法人税法施行令第 5 条第 1 項第 14 号 ((席貸業)) のかっこ書により非収益事業となる。
4 園児に対し課外授業として実施する音楽教室の開設	収益事業	法人税法施行令第 5 条第 1 項第 30 号 ((技芸教授業)) により収益事業となる。
5 スクールバスの運行	非収益事業	教育事業そのものに含まれるものであり非収益事業となる。
6 給食	非収益事業	学校給食法等の規定に基づいて行う学校給食の事業に準ずるものであり非収益事業となる。
7 収益事業となる事業であっても、当該事業がその幼稚園の園児(その関係者を含む。)を対象とするもので実費弁償方式によっていると認められるものについては、法人税基本通達 15 - 1 - 28 ((実費弁償による事務処理の受託等))と同様、税務署長の確認を条件として非収益事業とすることができる。		

また、最近収益事業として課税された事例としては次のようなものがあります。

製薬会社から学校法人への寄付金を治験等に係る役務提供の対価として収益事業と認定され請負業による収益に該当するのが相当であるとされた事例(H15 東京地裁)。

学校法人が他の学校法人の行う講習会等のために施設を貸し付けることは、収益事業たる

席貸業に当たるとした事例(H2 国税不服審判書裁決)。
他の学校に給食を行い、収益事業として認定された事例。
土地信託を不動産貸付業とした事例
セミナーハウスを収益事業と認定した事例

Q2 収益事業で課税所得200万円以下でも課税される場合があるとききましたがどのような場合ですか。また、住民税についてはどうでしょうか。

A2 収益事業において利益が見込まれるときに、通常学校部門(公益事業)の会計に繰り入れ処理した場合その金額は収益事業の寄付金とみなして、その事業年度の課税所得の計算にあたって損金に算入できます。(みなし寄付金)この損金算入できる限度額が当該事業年度の所得の金額の50%に相当する額(その金額が年200万円に満たない場合には年200万円)であり、これを超える額は損金に算入できないという取り扱いがされています。(法法37)

よって課税所得が200万円まではみなし寄付金を利用すれば課税されないこととなります。ただし、限度額以内でも全てがみなし寄付金となるわけではありません。

学校がその収益事業に属する金銭その他の資産について、収益事業以外の事業に属するものとして区分経理した場合に、その一方において収益事業以外の事業から収益事業へその金銭その他の資産の額に見合う金額に相当する元入れがあったものとして、経理するなど、実質的に収益事業から収益事業以外の事業への金銭などの支出がなかったと認められる場合には、その区分経理をした金額については、みなし寄付金の適用がないことになっています。(法基通15-2-4)

つまり収益事業から収益事業以外の事業へ支出した場合その支出した金銭によって取得した固定資産が収益事業以外の事業で使用されないで、もっぱら収益事業において使用される場合は、その支出はみなし寄付金ではなく、収益事業に係る資本の元入額の返還があったものとされます。

また、法人住民税において収益事業から得た利益の90%以上を学校の経営に充当(寄付金)した場合には法人住民税上の収益事業の範囲からのぞかれます。(地税令7)。この場合、所轄税務署長宛に非課税の理由、根拠法令等を記載した非課税申請書の提出が必要です。

Q3 当園では授業時間後に体操教室・サッカー教室を行っています。この場合法人税課税対象となるでしょうか。

A3 お尋ねの体操教室・サッカー教室が法人税法の収益事業でいう技芸教授業に該当すれば課税対象となります。税法では技芸教授業は限定列举であり、列举されたもの以外は技芸教授には該当しません。

税法でいう技芸教授とは、

1洋裁 2和裁 3着物着付け 4編物 5手芸 6料理 7理容 8美容 9茶道 10生花 11演劇
12演芸 13舞踏 14舞踊 15音楽 16絵画 17書道 18写真 19工芸 20デザイン
21自動車操縦 22小型船舶の操縦及び公開模擬学力試験を行う事業
が該当します。(法令5 - 30)。

技芸の教授とは上記の技芸について直接実技の教授を行うもののほか、通信教育による技芸の教授及び、卒業資格、段位、級、師範、名取等の免許の付与のみを行う場合も含まれます。(法基通15 - 1 - 66)。

また技芸教授に付随して行われる技芸教授に係る教科書の販売その他これに類する教材の販売及びバザーの開催も付随行為として技芸教授に含まれます(法基通15 - 1 - 6)。

質問の体操教室等は限定列举以外のものであるため、課税対象とはなりません。該当しないものとしては英会話の語学教室、情報処理等があります。一方、ピアノ教室などの音楽教室については教育課程の課外教室として実施する場合は、音楽の教授に該当し収益事業となります。

2. 消費税

Q1 平成16年4月度より事業者免税点制度の適用基準が、基準期間の課税売上高3,000万円超から1,000万円超に引き下げられ当校も課税事業者となるか否かの再検討をします。改めて、学校法人における課税収入にはどのようなものがあるか具体的に、教えてください。

A1 消費税では収入に係る取引を、課税収入、非課税収入、不課税収入の3つに分けて考えます。また、消費税の課税対象となるのは次の4つの要件を満たす取引です。

日本国内において
事業者が事業として
対価を得て行う
資産の譲渡等である

ここで、の資産の譲渡等は「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう」(消費税2 八)と定義されています。

上記3つの収入区分のうち、不課税となる収入取引(例えば寄付金収入や補助金収入)は対価性がないため の「資産の譲渡等」から除かれます。従って、「資産の譲渡等」というのは、非課税及び課税となる収入取引によって構成されていることがわかります。

ただし、上記 の「資産の譲渡等」のなかには、消費に課税するという消費税法の性質から課税することが不相当であるものや、政策的に課税することが好ましくないものがあります。消費税法ではこれ

らを13項目の取引に区分して非課税取引を限定列挙しています。

これが非課税となる売上取引であり、資産の譲渡であっても消費税を課さないとしている非課税収入です。(消税6)

非課税13項目の概要

1 土地等の譲渡及び貸付 2 有価証券等の譲渡 3 利子に対価とする貸付金等、信用の保証としての役務の提供、合同運用信託又は公社債投資信託に係る信託報酬に対価とする役務の提供、保険料に対価とする役務の提供 4 郵便切手類又は印紙の譲渡、地方公共団体等が行う証紙の譲渡 5 国等が法令に基づき行う役務提供で料金徴収が法令に基づくもの等 6 療養、医療、施設療養費等としての資産の譲渡等 7 社会福祉事業等、介護保険事業等として行われる資産の譲渡等 8 医療に関する施設等の開設者による助産に係る資産の譲渡等 9 埋葬料及び火葬料 10 身体障害者用物品の譲渡、貸付等 11 教育に関する役務の提供 12 教科書用図書の譲渡 13 住宅の貸付け

この13項目のうち、学校法人固有の収入では、11項目...教育に関する役務の提供、12項目...教科書用図書の譲渡が列挙されており、具体的には次のものが該当します。

- a 授業料
- b 入学金及び入園料
- c 施設設備費
- d 入学検定料および入園検定料
- e 在学証明、成績証明等の学生・生徒等の記録に係る証明手数料等
- f 教科用図書の販売

参考に、学校法人の課税収入となるものの具体例をあげてみました。

施設設備利用料収入

校舎・講堂・体育館・グラウンド・食堂・売店・駐車場・テニスコート・校外施設利用料など、賃貸(一時貸しも含む)から生じる収入。うち、住宅家賃として徴収する寮費は非課税。

土地を除く不動産売却収入、その他の資産売却収入

建物、車両、機器備品、図書等

補助活動収入

食堂・売店・購買部などの販売高、給食代・通園バス料金

受託事業収入

外部から委託を受けて行う試験、研究等の事業収入

収益事業における収入(別会計で処理されている私立学校法上の収益事業)

その他の雑収入

入学案内書頒布収入・コピー代収入・公衆電話使用料収入・廃品売却収入
幼稚園における3歳児未満のための未就園児クラス収入

Q2 検討した結果、当校は本年度より課税事業者となるため、簡易課税制度を選択しようと思っています。簡易課税制度においては5種類の事業区分があり、それぞれに異なったみなし仕入率を用いるそうですが、学校会計上の収入の具体的な事業区分の例をおしえてください。また原則課税と比べての有利な点、不利な点を教えてください。

A2

事業区分とおもな具体例

区分(みなし仕入率)	具体例
第1種事業(90%) (卸売業)	
第2種事業(80%) (小売業)	生徒や利用者への売店収入、バザー売り上げ、制服・用品の売り上げ
第3種事業(70%) (農業、建設業、製造業)	入試問題・願書の販売
第4種事業(60%) (第1,2,3種及び下記の事業以外の事業)及び飲食店業	給食費収入、備品や車両などの固定資産の売却、廃品売却収入
第5種事業(50%) (サービス業、運輸・通信業、不動産業)	自動販売機手数料、公衆電話手数料、教育実習謝礼、施設会場料、業者からの販売手数料、スクールバス運行収入、駐車場収入、3歳児未満のための未就園児クラス収入、コピー代収入

簡易課税制度の有利・不利

有利な点

- ・ 申告書作成の際、簡易な方法で計算できるため事務負担が軽減されます。
- ・ 課税仕入支出に係る帳簿の記載要件及び請求書等の保存義務が免除されます。

実額の仕入率がみなし仕入率よりも低い場合、控除できる税額が実額よりも大きくなるので、納付税額が原則課税より軽減されます。

不利な点

- ・ 実額の仕入率がみなし仕入率よりも高い場合、控除できる税額が実額よりも小さくなるので、納付税額が原則課税より大きくなります。

極端な例でいうと、多額の設備投資などをした場合、実際の課税仕入支出に係る消費税が課税売上収入に係る消費税を超えても、消費税は還付されません。

3. 源泉税

Q 1 学校法人における源泉所得税について、教えてください。

A 1 源泉徴収義務者とは、源泉徴収の対象となる所得を支払う者をいい(所税6)、学校法人も源泉徴収の対象となる所得を支払いますので源泉徴収の義務を負います。

まず、源泉徴収する側(支払い者)としては、以下の様なものがあります。

(1) 給与等

俸給、給料、賃金、賞与等の所得で、金銭によるものの他、現物給与等の経済的利益も含まれます。

(2) 退職所得等

退職所得、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与をいいます。

(3) 報酬・料金等

主なものを挙げると

原稿、作曲、デザインの報酬、著作権使用料、講演料等

弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、測量士、建築士、不動産鑑定士等の業務に関する報酬又は料金等です。

上記、の税額・・・支払い金額 × 10%

ただし、同一人に対して一回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分については20%

司法書士、土地家屋調査士

(支払金額 10,000円) × 10%

学校法人が発行する学校債の利息は本来ならば一般会社の発行する社債の利息と同じように利子所得となり、源泉徴収を要しますが学校債においては源泉徴収すべき利子所得(所税23,181)には当たりませんので、源泉徴収の必要はありません。

一方、源泉徴収される側(所得者)としては利子、配当金等などは国内法人が支払いを受ける所得として、本来であれば源泉徴収されるところですが、所得税法第11条にて別表第一第一号に掲げる内国法人(公共法人等)は非課税とする規定があることから、学校法人は原則として源泉徴収されることはありません。

Q 2 嘱託医の報酬は給与として源泉徴収しなくてはならないのでしょうか。ご回答ください。

A 2 医師・会計士等の自由職業者がその役務提供の対価として受領するものは役務提供の基因となる契約の形態により雇用契約に基づくものであれば給与所得として、委任契約に基づくものであれば事業所得として取り扱われることとなります。

医師個人と直接契約を行った場合の勤務形態としては主なものとして、常駐あるいは特定曜日勤務していただく、定期的な健康診断に来ていただくといったものがあると思われます。

給与所得は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうものと解されています。支給時期、手当をあらかじめ定めており前記の給与所得の要件を充たしていれば給与所得として源泉徴収することとなります。

これに対し、事業所得とは自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有しかつ反復継続して遂行する意志と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいいます。定期的な健康診断等でも委任契約に基づく診断治療のように個々の役務の遂行により、その都度それに応じた対価を支払っている場合は給与所得に該当しないこともあります。開業医であれば事業所得となり、大学、病院等に勤務している勤務医であれば雑所得となります。

これらの場合は、他の所得と合算し所得税が課され、源泉徴収は必要ありません。

給与所得であるか否かの判断については、難しいところですが例えば、検診に必要な器具についても聴診器程度のものということであり、医師が格別機械や設備を用意しなければならないという状況にないこと、看護師を帯同するなど医師以外の人の労務の提供の対価が含まれているとはかんがえられないこと、役務の内容や時間などに相当の拘束があるといった要件に合致していれば給与所得と考えられます。

4. 学校法人に対する寄附、譲渡

Q 1 創立50周年記念事業の資金として、寄付金を募集したい。その際寄付者に対する税の優遇をはかるため、特定公益増進法人等の証明を得たいがどのような手続きを行えばよいでしょうか

A 1 特定公益増進法人とは公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものをいいます。(法令37 三)私立学校法第3条に規定する学校法人で、学校の設置を主たる目的とするものは特定公益増進法人に該当します(法令77 四)。寄付金の募集に際しては、学校法人が所轄庁(文部科学大臣又は都道府県知事)の証明を受けていることが必要で

す。

学校としては寄付者に対して募金趣旨書(寄付金を本来の事業目的に使用するものであることを明らかにする書面)、受領書、特定公益増進法人の証明書の交付が必要となります。

このため、学校法人は証明書を必要とする日の約1ヶ月前までに「所得税法施行令第217条第1項第2号から第4号まで及び法人税法施行令第77条第1項第2号から第4号までに掲げる特定公益増進法人であることの証明申請書」に寄付金募集要綱、寄付行為、寄付金支出計画書等、所定の添付書類を添付して所轄庁に申請しなければなりません。ただし、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校のみを設置するものについては、寄附行為のみを添付するものとしてされています。また、特定公益増進法人の認定を受けるための寄附行為は、理事の定員が6名以上、理事はその地位のみによって報酬を受けることが出来ない等の規程がなされている必要があります。

この特定公益増進法人の証明書は5年間有効です。

Q2 特定公益増進法人による場合の他に指定寄付金による方法があると聞きましたが、どのような手続きを行えばよいでしょうか。

A2 所得税法上は、特定公益法人に対する寄付金も指定寄付金と呼ばれる寄付金も特定寄付金として寄付金控除の取扱に変わりはありませんが、法人税法上、寄付金は一般寄付金、特定公益増進法人に対する寄付金、指定寄付金に区分され、一般寄付金と特定公益増進法人に対する寄付金は同額の損金算入限度額が設けられていますが、指定寄付金については寄附した額を損金に算入することができます。したがって、法人から寄付を募る場合は指定寄付金を利用した方が有利であると考えられます。

指定寄付金は、国又は地方公共団体への寄付のほか、民法第34条(公益法人の設立)の規定により設立された法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄付金(当該法人の設立のためにされる寄付金その他の当該法人の設立前においてされる寄付金で政令で定めるものを含む。)のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したものの額の合計額をいいます。

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

とされています(法令37 二)。

指定寄付金には、個別指定と包括指定があります。

個別指定とは、財務大臣が次に掲げることを個別に審査して指定することをいいます(法令第76条)。

寄附金を募集しようとする法人又は団体の営む事業の内容及び寄附金の使途

寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象

寄附金の募集期間

募集した寄附金の管理の方法

寄附金の募集に要する経費

その他当該指定のために必要な事項

包括指定とは、財務大臣が一般的包括的に指定する寄付金で「寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定」(大蔵省告示第154号)によると学校法人関係では概ね以下のように指定されています。

学校法人が設置するものの校舎その他附属設備(専修学校にあつては、次に掲げる高等課程又は専門課程の教育の用に供されるものに限る。)の受けた災害による被害の復旧のために当該学校法人に対して支出された寄附金

学校又は専修学校で学校法人が設置するものの敷地、校舎その他附属設備(専修学校にあつては、高等課程又は専門課程の教育の用に供されるものに限る。)に充てるために当該学校法人に対してされる寄附金であつて、当該学校法人が当該寄附金の募集につき財務大臣の承認を受けた日から一年を超えない範囲内で財務大臣が定めた期間内に支出されたもの

日本私立学校振興・共済事業団に対して支出された寄附金で、学校法人が設置する学校若しくは専修学校の教育に必要な費用若しくは基金(専修学校にあつては、高等課程又は専門課程の教育の用に供されるものに限る。)に充てられるもの

独立行政法人日本学生支援機構に対して支出された寄附金で、独立行政法人日本学生支援機構法(第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に充てられるもの

このうち、 が受配者指定寄付金と呼ばれるもので日本私立学校振興・共済事業団が私立学校の教育と研究の振興のために、法人又は個人から寄付金を受け入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付するものです。

日本私立学校振興・共済事業団は取り扱う要件として以下の項目を定めています。

- (1) 広く一般に募集され、次のいずれにも該当せず公益性の観点から問題がないこと。
 - 寄付者が当該寄付により特別な利益を受けていないこと。
 - 寄付者が税制上の不当な軽減を企図したものではないこと。
 - 寄付者の子弟等の入学に関するものでないこと。
- (2) 既設学校法人(準学校法人を含む。以下同じ。)が設置する学校及び専修学校の教育若しくは研究に必要な費用又は基金に充てられるものであること。(専修学校にあつては、授業時間数が2,000時間以上の高等課程又は授業時間数が1,700時間以上の専門課程を設置するものに限る。)

(3) 税制上の優遇措置を必要としない者からの寄付金ではないこと。

(4) 原則として一口の寄付金額が、1万円以上であること。

なお、平成16年度からは、寄付の募集前に、募集対象事業等を特定する必要はないこと、寄付の募集期間について、期間を制限せず、常時受け入れることを可能とすること、寄付者から直接事業団に対し入金できること、審査は、原則として、寄付者とその寄付により特別の利益を受けるものではないこと及び寄付金が学校の教育研究に必要な費用又は基金に充てられるものであることの確認にとどめること等が可能となりました。詳しくは、日本私立学校振興・共済事業団の発行する「寄附金事務の手引」をご参照願います。

Q3 父が亡くなり、学校法人の使用している土地を相続することになりました。相続税対策もありこの土地を学校法人に寄付したいと考えています。相続税法上の取扱いについて教えてください。

A3 相続または遺贈によって財産を取得した人が、相続税申告書の提出期限までに学校法人に贈与した場合には、相続税や贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません(措法70)。

ただし、学校法人が相続や遺贈によって取得した日から2年を経過した日においてその事業に供していないときにはその財産を取得した日の時価によって評価し相続税の課税価格に算入することになります(措法70、相法12、相基通12-7)。貴殿の場合は、すでに園地として使用しているとのことですのでこの点は問題がないかと思われます。

手続的には、学校法人に相続税申告書提出期限の約1ヶ月前までに「租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号から第4号までに掲げる法人であることの証明申請書」を文部科学大臣に申請してもらってください。相続税の申告書及び第14表「特定公益法人などに寄附した相続財産又は公益信託のために支出した相続財産の明細」に必要事項を記載の上、この証明書を添付して相続税の申告期限までに申告して下さい。

Q4 幼稚園を経営する学校法人です。園地を拡大するため、近隣の地主から土地を収用により取得することを考えています。収用の概要について教えてください。

A4 土地収用法は、公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、その要件、手続及び効果並びにこれに伴う損失の補償等について規定し、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与することを目的としています(土地収用法1)。そして、学校教育法第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設に関する事業は土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業として認められています(土地収用法3 二一)。起業者は、当該事業のために土地を収用し、又は使用しようと

するときは、国土交通大臣もしくは都道府県知事に事業の認定を受けなければならない(土地収用法16、17)とされています。事業認定を受けた起業者は、収用委員会に収用の裁決の申請をすることになります。収用委員会では、審理や調査などを行い、裁決で補償金の額などを決めます。この裁決によって、起業者は土地を取得することができることとなります。

収用を受けたものは5,000万円の特別控除制度か、補償金による代替資産取得の特例制度のいずれかを選択適用することができます。補償金による代替資産取得の場合は、補償金が代替取得資産の価額以下の場合は課税関係は生じませんが、補償金が代替取得資産の価額より多い場合には超過部分について課税されます(措法第33条)。

また、補償金に代えて当該資産と同種の資産として政令で定めるものを取得するときは、収用された資産の譲渡はなかったものとされます(措法第33条の2 一)

事業認定がなくても収用証明書を発行できるものとして特掲事業があります。特掲事業に掲げられているものを買取られたときは特例が受けられます。私立学校法第3条に規定する学校法人の設置に係る高等学校及び幼稚園(既設の学校法人に限る。)のための施設の買い取りの場合は、これに該当します。買取をする者がこうした買い取りに該当する旨を証明した書類を添付することにより特例措置が受けられます。

5. 登録免許税及び不動産取得税

Q1 学校法人の保有する不動産について登録免許税及び不動産取得税は非課税だとききましたが、非課税要件と、手続きについて教えてください。

A1 不動産を取得した場合通常、登録免許税及び不動産取得税が課せられます。しかし、学校法人においてはその公益性により非課税となる場合があります。

登録免許税は登記等を受ける場合に課せられる国税です。(登録免許税法2)

登録免許税法第4条2項によると、学校法人が次に掲げる登記等を行う場合は非課税となります。

1. 校舎、寄宿舍、図書館、その他保育又は教育上直接必要な附属建物(以下「校舎等」という。)の所有権(賃借権を含む。)の取得登記。

2. 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利(土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。)の取得登記。

また登記の際、所轄庁の定める書類に必要事項を記載し所轄庁で交付された証明書を添付した上で登記する必要があります。

不動産取得税は、不動産の取得に対し当該不動産所在の都道府県において、当該不動産の取得者に課するものです。(地税73の2)

しかし、学校法人等がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供するために取得する

不動産、学校法人等がその設置する寄宿舍で学校教育法第一条の学校又は同法第82条の2の専修学校に係るものにおいて直接その用にきょうするために取得する不動産、民法第34条の法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供するために取得する不動産については、その用途に着目して不動産取得税は課せられません。(地稅73の4 三)

不動産取得税は、所有の不動産所在の市町村長を経由し都道府県に申告しますが、非課税扱いを受ける際には、不動産取得税非課税申告書を提出する必要があります。

6. 固定資産税

Q 学校法人が土地、建物等を保有するとき、固定資産税を課されないのはどのような場合ですか

A 学校法人の固定資産税については、「直接保育又は教育の用に供する固定資産、学校法人がその設置する寄宿舍で学校教育法第1条の学校又は同法第82条の2の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産」に対しては非課税となっています。(地方税法第348条 九) 固定資産には土地、家屋、償却資産が含まれます。

ただし、当該年度の1月1日が基準日となっているので、この時点で直接保育又は教育の用に供していなければ、たとえ建築中であっても課税対象となります。

7. 印紙税

Q 1 学校法人が交わす領収書、契約書で印紙が必要なのはどのような場合でしょうか

A 1 印紙税は不動産や物品又は有価証券の譲渡契約書、約束手形、賃貸借契約書、金銭又は有価証券の受取書等を作成・交付するに当たって課税されるものです。

印紙税が課税される文書は印紙税法別表第1に示されていますが1番から20番まであり、課税標準及び税率、非課税物件も同表に明示されています。

また、学校法人は印紙税法上定められている非課税法人には該当しません。よって、印紙税法別表第一の課税物件に係る文書については印紙税が課せられることになります。

ただし、一般に学校法人は営業を目的としないため学校法人の活動に伴って受領した金銭の受取書(領収書)は、「営業に関しない受取書」に該当することから、印紙税は課税されません。(印紙税法別表第一課税物件表第17号文書の非課税物件欄2)。また、公益法人が作成する受取書は、収益事業に関して作成するものであっても営業に関しない受取書に該当すると認定され非課税となります。